ヘルパーステーション　サンフラワー 契約書

（訪問介護、介護予防訪問介護）

利用者　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と事業者　合同会社サンスマイル（以下｢乙｣という。）とは、訪問介護サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

（目的）

第１条　乙は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、甲がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護サービスを提供します。

２　乙は、訪問介護サービスの提供に当たっては、甲の要介護状態区分及び甲の被保険者証に記載された認定審査会意見に従います。

（契約期間）

第２条　この契約書の契約期間は、平成　　　年　　　月　　　日から甲の要介護認定の有効期間が満了する日までとします。ただし、甲の要介護認定の変更等があった場合は、変更後等の有効期間の満了日をもって本契約期間の満了日とします。

２　前項の契約期間の満了日の１週間前までに甲から解約の意思表示がない場合は、この契約はさらに新たな甲の要介護認定の有効期間が満了する日まで同一の内容で更新されるものとし、その後もこれに準じて更新されるものとします。

（運営規程の概要）

第３条　乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問介護サービスの内容等）、従業者の勤務の体制等は、重要事項説明書に記載したとおりです。

（訪問介護計画の作成・変更）

第４条　乙は、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成し、訪問介護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。

２　訪問介護計画には、訪問介護サービスの目標や目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。

３　訪問介護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。

４　乙は、次のいずれかに該当する場合には、第１条に規定する訪問介護サービスの目的に従い、訪問介護計画の変更を行います。

(1) 甲の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、当該訪問介護計画を変更する必要がある場合

(2) 甲が訪問介護サービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合

５　前項の変更に際して、居宅サービス計画の変更が必要となる場合は、速やかに甲の居宅介護支援事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

６　乙は、訪問介護計画を作成し又は変更した際には、甲及びその後見人又は家族に対してこれを交付し説明を行い、その同意を得るものとします。

７　訪問介護サービスの内容を変更した場合、甲と乙とは、甲が変更後に利用する訪問介護サービスの内容、利用回数、利用料及び介護保険の適用の有無について記載した利用サービス変更合意書を交わします。

（担当の訪問介護員）

第５条　乙は、甲のための担当の訪問介護員を定め、甲に対して訪問介護サービスを提供します。ただし、実際のサービス提供に当たって、乙は甲のための担当の訪問介護員を複数定め、甲に対して安定した訪問介護サービスを提供します。

２　乙は、担当の訪問介護員を選任し、又は変更する場合には、甲の状況とその意向に配慮して行います。

３　甲は、乙に対し、いつでも担当の訪問介護員の変更を申し出ることができます。

４　乙は、前項の申出があった場合、第１条に規定する訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、甲の希望に添うように担当の訪問介護員を変更します。

（訪問介護サービスの内容及びその提供）

第６条　乙は、甲に対して担当の訪問介護員を派遣し、訪問介護計画に沿って、訪問介護サービスを提供します。

２　乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供した結果につき当該サービスの提供日及び内容、介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲が依頼する居宅介護支援事業者が作成する所定の書面に記載し、甲の確認を受けることとします。

３　甲又は乙の事由によるサービス利用日時の変更等については、当該変更希望の利用日時の利用状況等により希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能な日時を甲並びに乙にて協議を行うものとします。

４　乙は、甲の訪問介護サービスの実施状況等に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとします。

５　甲及びその後見人（後見人がいない場合は、甲の家族）は、必要がある場合は、乙に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることができます。ただし、この閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うこととします。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第７条　乙は、甲に対して訪問介護サービスを提供するに当たり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（協力義務）

第８条　甲は、乙が甲のため訪問介護サービスを提供するに当たり、可能な限り乙に協力しなければなりません。

（苦情対応）

第９条 乙は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問介護サービスについて甲、甲の後見人又は甲の家族から苦情の申立てがある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

２　乙は、甲、甲の後見人又は甲の家族が苦情申立て等を行ったことを理由として、甲に対し不利益な取扱いをすることはできません。

（緊急時の対応）

第１０条　乙は、現に訪問介護サービスの提供を行っているときに甲に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

（費用）

第１１条　乙が甲に対して提供する訪問介護サービスの利用単位毎の利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりです。

２　甲は、サービスの対価として、前項の費用の額をもとに月ごとに算定された利用者負担額を乙に支払います。

３　乙は、提供する訪問介護サービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、甲の同意を得ます。

（利用者負担額の滞納）

第１２条　甲が正当な理由なく利用者負担額を２か月以上滞納した場合は、乙は、３０日以上の期間を定めて、甲が利用者負担額を支払わない場合には、乙はこの契約を解除する旨の催告をすることができます。

２　前項の催告をしたときは、乙は、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者と、甲の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。

３　乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第１項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することができます。

４　乙は、前項の規定により解除に至るまでは、滞納を理由として訪問介護サービスの提供を拒むことはありません。

（秘密保持）

第１３条　乙は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た甲及びその後見人又は家族の秘密を漏らしません。

２　乙及びその従業員は、サービス担当者会議等において、甲及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合は、甲及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ、使用することができません。

（契約の解除権）

第１４条　甲は、第２条に定める契約期間にかかわらず、７日間以上の予告期間をもって、いつでもこの契約を解除することができます。

２　乙は、甲の著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合に限り、３０日間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

３　乙は、前項によりこの契約を解除しようとする場合は、前もって甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者や公的機関等と協議し、必要な援助を行います。

（契約の終了）

第１５条　次のいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

　一　甲から契約解除の意思表示がなされたとき

　二　第１２条第３項又は第１４条２項に定める事由により、乙から契約解除の意思表示がなされたとき

　三　甲が、要介護認定を受けられなかったとき

　四　甲が、介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき

　五　甲が、死亡したとき

　六　乙が、経営上または行政指導上等の事由により、事業継続が困難となったとき

（損害賠償）

第１６条　乙は、訪問介護サービスの提供に当たって、事故が発生した場合には、速やかに甲の後見人及び家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

２　前項において、事故により甲又はその家族の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、乙は速やかにその損害を賠償します。ただし、乙の故意、過失がない場合はこの限りではありません。

３　前項の場合において、当該事故発生につき甲に重過失がある場合は、損害賠償の額を減額することができます。

（利用者代理人）

第１７条　甲は、代理人を選任してこの契約を締結させることができ、また、契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

２　甲の代理人選任に際して必要がある場合は、乙は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（合意管轄）

第１８条　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、熊本地方裁判所を管轄裁判所とすることに甲乙合意します。

（協議事項）

第１９条　この契約に定めのない事項については、介護保険法等の関係法令に従い、甲乙の協議により定めます。

この契約の成立を証するため本証２通を作成し、甲乙各署名押印して１通ずつを保有します。

利用者　甲　　　　　　　　　　　　　　代理人（選任した場合）

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　印　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印

事業者　乙

住所　　　　　熊本市南区野田２－９－１２

事業所名　　　ヘルパーステーション　サンフラワー

事業所番号　　４３７０１１０１８３

事業者名　　　合同会社　サンスマイル

代表者名　　　代表社員　松本由美　　　　　　　　印